

## 7. 授業について

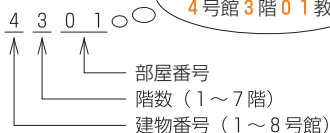
### 授業時間帯

月・土曜日		火～金曜日	
1限	9:00～10:30	1限	9:00～10:30
2限	10:40～12:10	2限	10:40～12:10
昼休み	12:10～13:00	昼休み	12:10～13:00
3限	13:00～14:30	3限	13:00～14:30
4限	14:40～16:10	礼拝	14:40～15:10
5限	16:20～17:50	4限	15:20～16:50
		5限	17:00～18:30

火～金曜日は、全学礼拝が3限と4限の間にあるため、月・土曜日の授業時間帯とは、異なりますので注意してください

### 教室

授業が行われる教室は、**4301**のように四桁の数字で表記しています。都合により教室が変更になることがあります。教室変更は、UNIPAにて通知しますので、登下校の際には、必ず確認してください。



### 出欠席について

授業を欠席する場合、窓口への届出は必要ありません。次の授業時等に、授業担当教員に直接欠席理由等を説明してください。病気・就職活動などの理由による欠席であっても、**公欠（＝授業出席の扱い）**にはなりませんので注意してください。

ただし、下記に該当する場合は、教育支援課に問い合わせ・届出を行ってください。

※欠席届の提出期限は各学期授業期間最終日の翌日16:00までとする。（ただし提出締切日が休日の場合はその翌日までとする。）

### 授業の欠席に関する手続きについて

種類	欠席の扱い	種類欠席の扱い対象および手続き方法
結婚式・葬儀の出席に伴う欠席（2親等まで該当）	<b>公欠</b> 「公欠」は授業出席扱いになります。	結婚：1日※ 忌引：1親等7日、2親等3日※ ※留学生の海外渡航が伴う場合：結婚 4日・忌引 7日 （注）公欠期間はそれぞれ連続した日数 <b>「欠席届」</b> と公的な証明書を教育支援課に提出する。
感染症に伴う欠席		学校保健安全法に指定された感染症（下記参照）にかかった場合、 <b>「欠席届」</b> と病名、本学所定の証明書または療養期間が明記された診断書を教育支援課に提出する。
裁判員制度に伴う欠席	<b>欠席</b>	<b>「欠席届」</b> と証拠となる書類（裁判所からの通知書等）を教育支援課に提出する。
病気や怪我による欠席（1週間に上休む場合）		<b>「欠席届」</b> と病気・怪我の診察にかかった診断書（療養に要した期間・理由等明記のもの）を教育支援課に提出する。
就職活動に伴う欠席		キャリアサポートセンターで所定の手続きを行う。
クラブ活動（試合等）に伴う欠席		学生支援課で所定の手続きを行う。

※登校停止が必要になり、公欠と認められる感染症  
インフルエンザ、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）、感染性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水疱、咽頭結膜熱、結核、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症【※激しい下痢、嘔吐の場合は保健室に問い合わせのこと】

※学生も裁判員候補者として選ばれるものの、法律により裁判員の辞退を申し出ることができる事由に該当するので、教育支援課窓口にご相談の上、各自で判断すること。

※児童学科の保育士科目については、学科の指示に従うこと。

### 休講と補講について

**休講**…諸事情により、授業が休みになることです。

休講は、UNIPAにて通知します。

休講掲示がなく、授業開始より**20分**経過しても授業が始まらない場合は、教育支援課に連絡の上、指示を受けてください。

**補講**…休講などにより授業回数が不足した場合、補充のために行われる授業です。

補講は通常の授業と同様に重要なものですから、必ず出席してください。補講が行われる場合、UNIPAにて通知します。

### 全学的臨時休講措置について

下記の理由により授業の実施に支障があると予想される場合には、本学内規に従い休講となります。臨時休講措置が取られる場合、[UNIPAおよび大学ホームページにて周知](#)いたしますので、必ずご確認ください。

#### ①「交通機関運休」による休講措置

- (1) 高崎線、埼京・川越線の両線が運休の場合
- (2) 高崎線または埼京・川越線のいずれかが運休で、さらに都内・埼玉のJR線、東武線（野田線・東上線）、西武線（池袋線・新宿線）のどれかが運休の場合

#### ②「気象警報」および大規模地震の「警戒宣言」発令による休講措置

- (1) 上尾市及びさいたま市のいずれかの地域に「気象警報」もしくは「警戒宣言」の発令があった場合

休講措置の基準は次の通りです。

右記の時点で運休・警報が発令されている場合	6：30の時点	1・2限休講
	9：00の時点	
	10：30の時点	3～5限休講
	15：30の時点	6・7限休講

※ 6：30の時点で運休・警報が発令されている場合、7：00までにUNIPAおよび大学HPにて周知します。以降は随時お知らせいたします。

**上記によらず判断される場合があります。最新情報は大学ホームページおよびUNIPAで確認してください。**